

【オーストラリア】2026 年著作権改正法の制定

専門調査員 海外立法情報調査室主任 内海 和美

＊2026 年 4 月、権利者不明著作物（著作権者が特定できない、又はその所在が確認できない著作物）を著作権者の許諾なしで利用するため 1968 年著作権法を改正する法律が制定された。

1 法制定の経緯—権利者不明著作物（orphan works）利用制度の導入—

「権利者不明著作物」とは、著作権者の特定ができない、又は著作権者の所在が不明であるために利用許諾を得ることのできない著作物をいう¹。

豪州では、1999 年、法務総裁²の諮問機関である著作権法検討委員会により権利者不明著作物の利用について検討がなされた。この中で、同著作物の登録制度の導入等が検討されたが、制度構築の複雑さ及び運用に係る費用の点等から採用は見送られた³。その後も 1968 年著作権法⁴（以下「著作権法」）に権利者不明著作物の利用に関する規定は設けられなかった。

2006 年 11 月、豪州議会図書館は、権利者不明著作物に関する問題は、豪米自由貿易協定⁵により著作権保護期間を著者の死後 50 年から 70 年に延長して以来、更に深刻化していることを指摘した。加えて、特に電子・マルチメディア環境において、出典不明の資料や著作権者の所在不明の著作物が増加する可能性が高いという著作権法検討委員会の見通しを報告した⁶。

2023 年 2 月～12 月、著作権に関する円卓会議（議長：法務総裁）が 4 回開催され、権利者不明著作物に関する成果文書⁷がまとめられた。同文書では、権利者不明著作物の利用に関して、①著作物や利用者の種類、利用形態に制限を設けないこと、②著作物の利用者に対しデュー・デリジェンス⁸の要件（著作権者に関する合理的な調査の実施、関連する記録の保管等）を課すこと、③著作権者が、自身の著作物が他の者に利用されていることを知った場合に、権利を主張するための合理的機会を設けること等が確認された。

2025 年 11 月 5 日、著作権法を改正し、権利者不明著作物の利用に関する制度を導入するための法律案が連邦議会に提出され、2026 年 4 月 1 日、2026 年著作権改正法⁹（以下「改正法」）

＊ 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026 年 7 月 13 日である。

¹ Senate, “Copyright Amendment Bill 2026: Revised Explanatory Memorandum,” 2025-2026, p.2. <https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/ems/r7402_ems_4f1f4948-69c0-4d2f-900f-edb36bae86ed/upload_pdf/Revised%20Explanatory%20Memorandum%20-%20Copyright%20Amendment%20Bill%202026.pdf;fileType=application%2Fpdf>

² Attorney-General. 内閣の法律顧問であり、首相の助言に基づき総督により任命される。通常は国務大臣の一人であり、政党政治家でもある。

³ “Simplification of the Copyright Act 1968: Part2 Categorisation of Subject Matter and Exclusive Rights, and Other Issues,” Copyright Law Review Committee, 1999, para.7.93. AustLII website <https://www.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdoc/au/other/clrc/1999/14.html#_Toc420133708>

⁴ Copyright Act 1968, No.63, 1968. <<https://www.legislation.gov.au/C1968A00063/latest/text>>

⁵ Australia-United States Free Trade Agreement. <<https://www.dfat.gov.au/about-us/publications/trade-investment/australia-united-states-free-trade-agreement/Pages/chapter-seventeen-intellectual-property-rights>> 2004 年 5 月署名、翌年 1 月発効。

⁶ Mary Anne Neilsen and Rosemary Bell, “Copyright Amendment Bill 2006,” *Bills Digest*, no.51, 2006-07, 2006.11, p.35. <https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/billsdgs/4GJL6/upload_binary/4gjl62.pdf;fileType=application%2Fpdf>

⁷ “Outcome Paper on Orphan Works,” Attorney-General’s Department. <<https://www.ag.gov.au/sites/default/files/2023-12/Outcomes%20Paper%20on%20Orphan%20Works.pdf>>

⁸ due diligence. 義務を果たそうとする人が払うものと期待するのが相当の注意（努力）のこと。

⁹ Copyright Amendment Act 2026, No.29, 2026. <<https://www.legislation.gov.au/C2026A00029/asmade/text>>

が制定された（同月 2 日施行）。

2 改正法の主な内容

改正法は、全 3 か条（略称、施行日ほか）附則 3 編から成る。権利者不明著作物に関する改正は、附則第 1「権利者不明著作物」に規定されている。

（1）権利者不明著作物制度導入の目的及び効果

著作権法第 5 章「救済措置及び違反行為」に第 2AAA 節「権利者不明の場合の救済措置の制限」（第 116AAB 条～第 116AAG 条。全 6 か条）が追加された。第 116AAB 条は、同節の目的を「著作権侵害が行われた時点で著作権者を特定し、その所在を確認できなかった場合において、（後に著作権者が特定・所在確認された場合でも）当該侵害に対して（著作権者が請求し得る）救済措置を制限すること」と規定する。豪州政府は、このような権利者不明著作物制度の導入により著作権者が特定され、所在が確認できる事例はまれであるとの見通しを示す一方、同制度により著作物の利用を見込む者にこれまでより高い法的安定性を与え、かつ、研究者、教育者、学生、クリエイター及び豪州社会全体に対し、豪州の文化・教育機関が所蔵する文化・歴史・教育に関する著作物の膨大なコレクションへのアクセスを可能にしている¹⁰。

（2）権利者不明著作物を利用する者が満たすべき要件

著作物を利用しようとする者は、権利者不明著作物制度の適用を受けるために次の要件を満たさなければならない（第 116AAE 条）。①著作権者を特定するため、相当の努力を払った調査（reasonably diligent search）を行ったこと、②著作物を利用する前、相当の期間内（利用に可能な限り近い時期¹¹）に当該調査を行ったこと、③調査記録の相当期間の保存、④著作物の利用時点で著作権者の特定及び所在の確認ができなかったこと、⑤④の事項及び権利者不明著作物制度の下での利用である旨を「明確かつ合理的に目立つ方法」¹²で掲示したこと。①及び②の調査に関しては、著作物の性質、著作物の利用（著作権侵害行為）の性質・目的・性格・著作権者に及ぼす影響、著作権者が外国に所在する可能性等が考慮される。また、③の「相当期間」の判断には、著作物が利用された期間、利用の終了時期等が考慮される。

なお、権利者不明著作物制度が大規模言語モデルやその他の生成 AI の学習といった、著作物の大量利用に用いられる可能性は低いと考えられている。これは、①や⑤の要件を全ての著作物について満たすことは、事務的負担が大きく、時間を要し、困難なためである¹³。

（3）救済措置の制限

（調査の結果判明した）著作権者（原告）が、権利者不明著作物制度の下で著作物の利用を行った者（被告）に対して著作権侵害に関する民事訴訟を提起し、裁判所が第 116AAE 条の要件を満たしている（挙証責任は被告が負う。）と判断した場合には、被告に対し、原告へ相当の対価（reasonable payment）を支払うよう命じることができる（第 116AAD 条第 3 項）。ただし、損害賠償、利得計算請求（account of profits. 被告が権利侵害によって得た利益に等しい額を請求できる救済手段）、その他の金銭的救済等を命じることができない（同条第 2 項）。

¹⁰ Senate, “Copyright Amendment Bill 2026: Revised Explanatory Memorandum,” 2025-2026, p.2. <https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/ems/r7402_ems_4f1f4948-69c0-4d2f-900f-edb36bae86ed/upload_pdf/Revised%20Explanatory%20Memorandum%20-%20Copyright%20Amendment%20Bill%202026.pdf;fileType=application%2Fpdf>

¹¹ *ibid.*, p.12.

¹² 権利者不明著作物が出版された書籍の一部である場合には当該書籍の奥付ページへの記載、ウェブサイト上で利用されている場合には画像にカーソルを合わせた際のポップアップ表示等。 *ibid.*, p.14.

¹³ *ibid.*